

西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例の改正について

1 改正の趣旨

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行個法」という。）が改正され、平成 29 年 5 月 30 日から施行されます。

行個法の改正内容を踏まえ、西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報保護条例を改正します。

2 行個法の改正内容

(1) 個人情報の定義の明確化（個人識別符号）

以下の情報が「個人識別符号」として個人情報に該当することが明確化されました。

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

【行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。以下「政令」という。）で個人識別符号と規定されたもの】

- ・DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等

(2) 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の新設

次のいずれかに該当する情報が「要配慮個人情報」として定義されました。

- ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科前歴、犯罪被害情報、その他政令で定めるもの

【政令で要配慮個人情報と規定されたもの】

- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害
- ・健康診断その他の検査の結果 等

(3) 行政機関非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの新設

民間事業者の提案を受けて、非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を提供する仕組みが新設されました。

3 西東京市個人情報保護条例の改正の概要

(1) 個人情報の定義に「個人識別符号」を追加します。

ア 市におけるこれまでの個人情報保護制度の運用においては、行個法改正前から、住民票コードや被保険者番号などの符号も個人情報に該当するものとして保護の対象としてきました。

ただし、西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、これらの符号が個人情報に該当することが明確に規定されていなかったため、今回の行個法改正の趣旨を踏まえ、「個人識別符号」が個人情報に該当することを条例の定義に追加します。（条例第2条）

イ 「個人識別符号」の定義は、行個法の定義と同一とします。

ウ 不開示情報に該当する「開示請求者以外の個人に関する情報」に「個人識別符号が含まれるもの」を追加します。（条例第13条）

エ その他、上記に伴う所要の改正を行います。

(2) 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に注意を要する個人情報として「要配慮個人情報」に関する規定を追加します。

ア 現行の条例第6条にも、今回の行個法改正で追加された「要配慮個人情報」に類する個人情報に関して、収集、保管及び利用が制限される旨の規定が設けられています。

【現行条例第6条第2項】

2 実施機関は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は実施機関が西東京市個人情報保護審議会（第25条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、正当な職務執行を行うために必要であると認めるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて市民の個人的秘密を侵害するおそれがあると認められた事項

イ 行個法の改正内容を踏まえ、条例第6条第2項を行個法の規定に沿った内容に改正します。

4 西東京市特定個人情報保護条例の改正の概要

不開示情報に該当する「開示請求者以外の個人に関する情報」に「個人識別符号が含まれるもの」を追加します。（第11条）

5 非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの導入について

(1) 行個法の改正内容のうち、「非識別加工情報の民間事業者への提供」については、個人情報の取扱いに関する考え方が従来と大きく変わり、行個法第1条に規定する法律の目的に「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力あ

る経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである」との文言が追加されました。

- (2) 当該改正は、個人を特定できないように加工したデータ（いわゆる「ビッグデータ」）の活用を、今後、国として推進していくとの趣旨を示したものと考えています。
- (3) しかし、同様の制度を市においても導入するかどうかについては、今後、市民意見の聴取、制度導入に伴う課題の整理等を行った上で慎重に判断すべきであり、現段階での導入は尚早であると考えます。
- (4) したがって、この事項に関しては、上記の手続のほか、都及び近隣自治体の動向を注視した上で、導入の可否を判断することとし、今回の条例改正には含めないこととします。